

＊チャートをつかって自分の介護保険料を確認しましょう＊



スタート！

生活保護を受給している

はい

老齢福祉年金を受給している

はい

あなたに住民税が課税されている

いいえ

同じ世帯に住民税を課税されている人がいる

いいえ

いいえ

前年の
合計所得金額と
課税年金収入額の
合計額が

82.65万円以下

82.65万円超120万円以下

120万円超

前年の
合計所得金額と
課税年金収入額の
合計額が

82.65万円以下

82.65万円超

前年の
合計所得金額が

120万円未満

120万円以上210万円未満

210万円以上320万円未満

320万円以上420万円未満

420万円以上520万円未満

520万円以上620万円未満

620万円以上720万円未満

720万円以上

●令和8年度介護保険料の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

■令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の人	基準額 ×0.285	20,100円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	34,200円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	48,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の人	基準額 ×0.83	58,600円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額 ×1.0	70,600円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	84,800円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	91,800円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	106,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	120,100円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	134,200円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	148,400円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	162,500円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	169,600円